

松江市公民館貸館利用再開に係る対応マニュアル (R4. 6. 20 改定)

1. 施設の利用にあたっての感染防止対策 (利用者をお願いする感染防止対策)

- 施設利用にあたっては、①感染防止安全計画を策定し、都道府県による確認を受けた場合、人数上限は**収容定員**まで、収容率の上限を 100%とする②それ以外の場合は、人数上限 5,000 人又は**収容定員 50%のいずれか大きい方**かつ収容率の上限を 50% (大声あり) (注 1) 又は 100% (大声なし) とする。

	①感染防止安全計画を策定 (注 2)	②その他 (安全計画を策定しないイベント)
人数上限	収容定員まで	5,000 人 又は収容定員 50% のいずれか大きい方
収容率	100% 大声なしの担保が前提	大声なし 100%、大声あり 50%以内 (席がない場合は十分な間隔)

(注 1) 令和 3 年 11 月 19 日付け事務連絡により、「大声」を「観客等が、(ア) 通常よりも大きな声量で、(イ) 反復・継続的に声を発すること」と定義し、これを積極的に推奨する又は必要な対策を十分に施さないイベントを「大声あり」に該当するものとする。

(注 2) 参加人数が 5,000 人超かつ収容率 50%超のイベントに適用。様式は別に定める。

- 発熱や咳などの症状がある方は、利用しないこと。
- 入退場時、休憩時間や待合場所等を含め、いわゆる三つの密 (密閉、密集、密接) を発生させないこと。
- 発声等を伴う利用の場合は、人と人の距離を十分に確保すること。
- 四方を空けた席配置など十分な座席の間隔を確保すること。
- その他、必要に応じて、適切な感染防止対策 (入場者数の制限や誘導、手指消毒の実施 (手洗いの励行)、マスクの着用、室内の換気等) を行うこと。ただし、**マスクの着用については厚生労働省が発行している「屋外・屋内でのマスク着用について」のリーフレットを参考に、状況に応じて対応すること。**
- 利用者の代表者が利用者全員の氏名等を記載した一覧表を利用団体において保管し、万一、利用者に感染者等が発生し、保健所等から要請があった場合は、当該一覧表を提出し、保健所等が行う調査に協力すること。

※「対人距離」と「座席の配置」の取り扱いについて

ア (対人距離)

密が発生しない (最低限人と人が接触しない) 程度の間隔を確保することが必要。ただし、大声での歓声、声援等が想定される場合等は除外。

イ (座席の配置)

座席の配置は「ア (対人距離)」に準じて、緩和して取り扱います。

※「講座等の開催にあたって特に留意すべきこと」の取り扱いについて

室内で近距離及び長時間の会話を避け、マスクの正しい着用、三密の回避、換気等の十分な対策を講じた上で実施してください。また、不要な大声を出さないことを促してください。

2. 施設管理者（公民館）が実施する感染防止対策

- ① 上記1について利用者及び地域住民に周知徹底を図ること。
- ② 利用団体への周知文及び記載いただく名簿について、ひな形を参考に作成すること。
- ③ 施設利用人数が、上記1-1の人数を上限として利用を許可すること。
- ④ 利用団体等が入れ替わるごとに、手の触れる場所の消毒を行うこと。
- ⑤ 職員はマスクを着用すること（**感染のリスクが低い場面でのマスクの着用**については、上記1-6ただし書以降に準ずる）。
- ⑥ トイレ、手すり、ドアノブ等不特定多数の人が使用する箇所の定期的な消毒を行うこと。
- ⑦ 手指消毒剤、手洗い石鹸水等の配置をすること。
- ⑧ 職員の日常的な健康管理（出勤前の検温等）を徹底すること。
- ⑨ 新型コロナウイルス感染症に関連する差別防止の周知・啓発を図ること。
- ⑩ 貸館利用者以外の施設利用者について、利用の実態に応じて、氏名等の情報を把握すること（例：長時間滞在者（図書室利用者等）の受付名簿を作成）
- ⑪ 万一職員に感染者等が発生した場合には、保健所が行う調査に協力すること。
- ⑫ 施設利用者に接触確認アプリをインストールすることを促すこと。
- ⑬ ①～⑫の他、全公連の示したガイドラインを参考に、各公民館の実情に合わせた感染拡大防止対策を検討してください。

3. 公民館主催事業、諸団体が主催する行事について

上記1に準じて、実施の判断を行ってください。